

- 6 日本産業規格K 2 3 0 1、日本産業規格K 2 5 4 1—1から2 5 4 1—7まで若しくは日本産業規格M 8 8 1 3に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

8 揮発性有機化合物濃度の測定（法第 17 条の 12）

(1) 揮発性有機化合物の測定（施行規則第 15 条の 3 第 1 号）

項目	測定回数
揮発性有機化合物	年 1 回以上

(2) 測定方法（施行規則第 15 条の 3 第 1 号）

項目	測定方法
揮発性有機化合物	環境大臣が定める方法（平成 17 年 6 月 9 日 環境庁告示第 61 号）

(3) 測定記録の保存（施行規則第 15 条の 3 第 2 号）

測定結果は、測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存する。